

瀬戸市告示第45号

令和2年瀬戸市告示第141号（地方自治法第231条の2第6項による指定代理納付者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 (1)から(6)まで <省略> (7) <u>S Bペイメントサービス株式会社</u> <u>東京都港区東新橋一丁目9番2号</u> <u>汐留住</u> <u>友ビル25階</u> (8) <u>P a y P a y株式会社</u> <u>東京都千代田区紀尾井町1番3号</u>	1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 (1)から(6)まで <省略>